

特許権	判決年月日	令和元年9月18日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	平成30年(行ケ)第10150号		

○ 発明の名称を「手袋に対するテクスチャード加工表面被覆および製造方法」とする特許について、本件明細書の発明の詳細な説明には、用いられる材料の意義(使用目的)、材料名、調合方法又は入手方法等や、発明の方法に係る具体的手法が実施例を交えて詳細に記載され、また、その具体的な実施の形態の記載もあることからすれば、当業者において、発明の詳細な説明の記載内容及び出願時の技術常識に基づき、その製造方法を使用し、かつ、その製造方法により生産した手袋を使用することができる程度の記載があるということができ、使用のために当業者に試行錯誤を要するものともいえないなどとして、実施可能要件を充足するとされた事例。

(事件類型) 審決(無効・不成立)取消 (結論) 棄却

(関連条文) 特許法2条3項3号, 36条4項1号

(関連する権利番号等) 無効2017-800121号事件, 特許第4762896号

#### 判 決 要 旨

1 本件は、被告の有する発明の名称を「手袋に対するテクスチャード加工表面被覆および製造方法」とする特許について無効審判の請求をし、請求不成立とする審決を受けた原告が、その取消しを求めた審決取消訴訟である。原告は、取消事由として、実施可能要件の判断の誤りを主張した。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示するなどして、原告の請求を棄却した。

(1) 本件各発明のような物を生産する方法の発明についての実施とは、その方法を使用する行為及びその方法により生産した物を使用等する行為をいう…から、物を生産する方法について上記実施可能要件を充足するためには、明細書の発明の詳細な説明において、当業者が、発明の詳細な説明の記載内容及び出願時の技術常識に基づき、過度の試行錯誤を要することなく、その方法を使用し、かつ、その方法により生産した物を使用できる程度の記載があることを要し、また、その程度の記載のあることをもって足りるものと解される。

(2)ア 本件各発明の方法は、①ラテックスの第一層(請求項1)や織布又はメリヤスの第一層(請求項2)が形成された型を、水性ラテックスエマルジョン中で浸漬被覆することによりラテックスの第二層を形成し、②ラテックスの第二層に離散した多面的な塩の粒子を塗布することでラテックスの第二層をゲル化し、ラテックスの第二層の中の塩の粒子の形状を固定した上、③ラテックスの第二層を熱硬化させる前にラテックスの第二層から離散した多面的な塩の粒子を溶解し、④その後、形成した層を熱硬化させ、硬化した第二層を形成し、⑤型から硬化したテクスチャード加工手袋を外すというものである。

そして、本件各発明の方法に用いられる「型」…、「凝固剤」…、「水性ラテックスエマ

ルジョン」ないし「発泡体」に相当するもの…，「塩」ないし「分散粒子」に相当するもの…，「織布」ないし「メリヤス」…については，いずれも本件明細書に具体的にその意義（使用目的），材料名，調合方法又は入手方法等が記載されている。

また，本件各発明の方法に係る具体的手法は，分散した塩粒子のサイズ及び塗布方法…や，塩の粒子の溶解がラテックスの第二層の熱硬化の前に行われること…を含めて，いずれも本件明細書に実施例を交えて詳細に記載されている…。

よって，本件明細書の発明の詳細な説明には，これに接した当業者が，本件各発明の方法の使用を可能とする具体的な記載がある。

イ また，本件各発明により生産されるのは，テクスチャード加工表面被覆を有する手袋であるところ，本件明細書の発明の詳細な説明には，テクスチャード加工表面被覆は，分散粒子（塩）の逆像が多面的な痕となって残ったものであり，手袋の外側又は内側のいずれかに取り入れられることが記載されている…。

ウ このように，本件明細書には，その具体的な実施の形態の記載もあることからすれば，当業者において，発明の詳細な説明の記載内容及び出願時の技術常識に基づき，その製造方法を使用し，かつ，その製造方法により生産した手袋を使用することができる程度の記載があるということができ，使用のために当業者に試行錯誤を要するものともいえない。

よって，本件明細書の発明の詳細な説明の記載は，実施可能要件に適合するものと認められる。